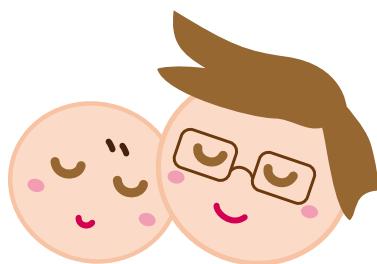




お父さんと子どものための

**サポートファイル** 岩手県



監修：岩手県





# もくじ

はじめに	3
●パパの居場所	パパステーション・お父さん支援員 4
●相談する	父子家庭のための相談 5
	子どものための相談 6
	就業に関する相談 8
	東日本大震災に関する生活相談 10
	東日本大震災で被災した方の心の相談 11
●支援を利用する	父子家庭の子育てや生活の支援 12
	父子家庭の就業支援 16
	父子家庭に対する公的な経済的支援 17
	東日本大震災で被災した方へ 公的な経済的支援 21
	東日本大震災で被災した方へ 公的な教育的支援 26
	東日本大震災で被災した方へ 民間による教育的支援 28
●子どもを預ける	保育所・保育園 / 幼稚園 30
	放課後児童クラブ / 乳児院 31
●子どもと過ごす	地域子育て支援センター・つどいの広場 / 児童館・児童センター 32

★各地域別色分け★

県：■

市町村：■

その他：■



## ◆はじめに◆

東日本大震災は、みなさんの生活を一変させたことと思いますが、  
家族、仕事、財産など、大事な人や物を失った中で、子どもたちは希望の光。  
かけがいのない存在です。

お父さんは、  
子どものために生活を立て直そうと頑張っていることでしょう。  
慣れない家事・育児に奮闘されていることと思います。

…でも、どうか、ひとりで頑張りすぎないでください。  
困ったら、誰かに相談してみましよう。  
一緒に子育ての苦楽を分かち合い、仲間とつながっていきましょう。

地域には様々なサポートと仕組みがあります。  
『お父さんと子どものためのサポートファイル』には、  
そんな情報をギュッと集めました。  
ぜひ、ご活用ください。

## パパの居場所



### ◆パpstेशनとは

パパの子育てを支援するスタッフや子育てに役立つ育児情報があります。パパと子どもが安心して遊んだり、散歩の途中に休憩したり、子育ての相談も気軽にできる、パパの居場所です。パパと子どもが楽しめるイベントやパパのための育児講座など、さまざまなプログラムを提供。パパ同士の交流・仲間づくりのお手伝いなどに積極的に取り組んでいます。



### ◆お父さん支援員

パpstेशनには、父親支援の研修を受け、支援の技術・知識・情報・思考力を身に付けたお父さん支援員がいます。お気軽にご相談ください。



# 相談する

子どもと生活する中で起きてくる不安や心配事は、誰かに話すだけで解決の糸口が見つかることがあります。パパステーションのお父さん支援員や子育て支援施設、児童館の職員などに、困った時はちょっと勇気を出して相談してみましょう。子どもの気になる行動や発達、子育てに関する困りごと、被災後の生活の困りごとなど、相談内容によって、様々な相談窓口が用意されています。男性の相談員が対応する「男性相談」もあります。

## ◆父子家庭のための相談

内容	問い合わせ
<p>■母子自立支援員による相談 母子自立支援員は、ひとり親家庭の方々が抱える様々な問題や、母子（寡婦）福祉資金の貸付等の相談に応じ、相談された方々の問題解決に必要な助言・指導を行っています。</p>	<p>■各広域振興局担当課</p>
<p>■母子家庭等特別相談 母子家庭等が日常生活上抱えている諸問題について、弁護士による法律相談を行います。相談料は無料です。相談できる方は、母子家庭の母・寡婦、父子家庭の父です。事前に予約が必要。</p>	<p>■(社)岩手県母子寡婦福祉連合会 盛岡市本町通三丁目 19-1 岩手県福祉総合相談センター 3階 ☎019-623-8539 ☎019-654-9838（電話相談）</p>
<p>■男性向け相談 男性相談員による男性相談 ◎相談時間 毎週第2土曜日 10:00～13:00 電話、面接は予約が必要です。 インターネット相談 アイーナホームページ <a href="http://www.aiina.jp">http://www.aiina.jp</a> の「インターネット相談」をクリックしてください。</p>	<p>■岩手県男女共同参画センターの相談室 ☎019-606-1762</p>

## ◆子どものための相談

### 内容

#### ■児童相談所

児童の養育についてのあらゆる相談に応じています。必要に応じて調査や判定を行い、児童の健全な育成についての指導を行います。

#### ■ふれあい電話

就学や進路についての悩み、学校に行けない、友達とうまく関われない、暴力を振っている、非行や怠学で困っているなど、学校生活全般の相談に応じます。

◎相談時間 平日（祝日を除く）9時～17時

#### ■いじめ相談電話

いじめで悩んでいる児童生徒と保護者からの相談に応じます。24時間受付。

#### ■コスモスダイヤル

学習のつまずきや遅れなどが気になる、見え方や聞こえ方が心配、ことばが気になる、集団行動での落ち着きのなさが心配など、発達の遅れなどが気になる子どもに関する相談です。

◎相談時間 平日（祝日を除く）9時～17時

### 問い合わせ

#### ■岩手県福祉総合相談センター児童相談課

盛岡市本町通三丁目 19-1

☎019-629-9604

#### ■駐在

久慈市八日町 1-1

☎0194-53-4982

#### ■一関児童相談所

一関市竹山町 5-28

☎0191-21-0560

#### ■宮古児童相談所

宮古市和見町 9-29

☎0193-62-4059

#### ■岩手県立総合教育センター

☎0198-27-2331

#### ■岩手県教育委員会

☎019-623-7830

#### ■岩手県立総合教育センター

☎0198-27-2473



## 内容

### ■すこやかダイヤル電話相談

子育て全般、子どもの交友関係、子どもの勉強、子どもを取り巻く家庭の在り方についてなど、家庭教育やしつけについて相談に応じます。

◎相談時間 平日 10時～17時  
(留守番電話・FAX 17時～翌日 10時)

### ■子育てサポートセンター

お子さんの発達に関すること、しつけについて、保育所幼稚園に関すること、親自身の悩みなど子育てアドバイザーが応じます。

◎相談時間 9:00～17:00

### ■障がいをお持ちのお子様と保護者の相談窓口

障がいをお持ちのお子様と保護者の方が、今回の震災でどのような福祉サービスが使えるかなどの相談。

### ■子どもの人権 110 番

子どもに関する人権問題について、法務局局員又は人権擁護委員が電話により対応します。子どもも、大人も利用できます。

◎平日（祝日を除く）8時30分～17時15分

### ■チャイルドライン

子ども自らが抱える様々な悩みを電話で相談できる窓口です。18歳までの子どもだけが利用できます。

◎月曜日～土曜日 16時～21時

### ■児童家庭支援センター

子ども、保護者、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

子ども、家庭に関するあらゆる相談に、電話、来所、家庭訪問により応じます。

## 問い合わせ

### ■岩手県立生涯学習推進センター

☎0198-27-2134

### ■子育てサポートセンター

☎019-606-1764

### ■障害児・知的障害・発達障害者 関係団体災害対策連絡協議会現地 対策本部

☎090-5351-3780

### ■岩手県発達障がい者支援セン ター ウィズ

☎019-601-2115

### ■法務省子どもの人権 110 番

☎0120-007-110

### ■チャイルドライン

☎0120-99-7777

### ■児童家庭支援センター 大洋 大船渡市立根町字下欠 125-15

☎0192-21-3130



## ◆就業に関する相談

### 内容

#### ■就業支援員による相談

就労、労使関係、労働条件に関する相談をはじめ、雇用・労働に関するあらゆる相談に対応し、新卒高等学校（特別支援学校を含む）生徒の就職支援、職場定着を支援します。

#### ■いわて県南パーソナル・サポート・センター

生活・就労相談と職業相談・職業紹介までをワンストップで行います。

#### ■地域ジョブカフェ

県内8か所のジョブカフェで、主に若年者を対象に、就業に向けたさまざまな支援を行います。

### 問い合わせ

#### ■盛岡広域振興局経営企画部

☎019-629-6516

#### ■県南広域振興局経営企画部(奥州)

☎0197-22-3008

#### ■沿岸広域振興局経営企画部(釜石)

☎0193-25-2701

#### ■大船渡地域振興センター

☎0192-27-9911

#### ■宮古地域振興センター

☎0193-64-2211（内線 205）

#### ■県北広域振興局経営企画部(久慈)

☎0194-53-4981

#### ■二戸地域振興センター

☎0195-23-9201

#### ■いわて県南パーソナル・サポート・センター

☎0197-23-6331

#### ■ジョブカフェいわて（盛岡）

☎019-621-1171

#### ■ジョブカフェいわて☆かおか（二戸）

☎050-7544-4480

#### ■ジョブカフェはなまき（花巻）

☎0198-22-3277

#### ■ジョブカフェさくら（北上）

☎0197-63-3533

#### ■ジョブカフェ一関（一関）

☎0191-26-3910

#### ■ジョブカフェ気仙（大船渡）

☎0192-21-3456

#### ■ジョブカフェみやこ（宮古）

☎0193-64-3513

#### ■ジョブカフェ久慈（久慈）

☎0194-53-3344



## 内容

### ■これからの暮らし仕事支援室

求職者の抱えるさまざまな支援ニーズに合わせたオーダーメイドでの生活支援、就職支援を行います。

### ■岩手労働局被災者サポートダイヤル

震災により被災された事業主や労働者、そのご家族方から賃金・解雇・雇用などの労働相談を受けつけるサポートダイヤル

◎相談時間 平日9:00～17:00

### ■求職者サービス

県内12か所のハローワークで、職業相談やカウンセリング、求人公開カードや自己検索パソコンによる職業紹介を行っています。

## 問い合わせ

### ■これからの暮らし仕事支援室

☎019-626-1215

### ■総合労働相談コーナー

☎0120-980-783

### ■市町村のハローワーク

ハローワーク盛岡

☎019-651-8811

ハローワーク沼宮内出張所

☎0195-62-2139

ハローワーク釜石

☎0193-23-8609

ハローワーク遠野出張所

☎0198-62-2842

ハローワーク宮古

☎0193-63-8609

ハローワーク花巻

☎0198-23-5118

ハローワーク一関

☎0191-23-4135

ハローワーク水沢

☎0197-24-8609

ハローワーク北上

☎0197-63-3314

ハローワーク大船渡

☎0192-27-4165

ハローワーク二戸

☎0195-23-3341

ハローワーク久慈

☎0194-53-3374

## ◆東日本大震災に関する生活相談

内容	問い合わせ
<p>■岩手県災害総合窓口 東日本大震災に関する県への情報提供や県民の問い合わせに対応する総合窓口。</p>	<p>■岩手県 ☎019-629-6911</p>
<p>■震災行政相談専用フリーダイヤル 被災者への支援強化のためのダイヤル。被災者の皆様からのいろいろな問い合わせや相談などを受け付けます。 ◎相談時間 平日 8:30～17:15</p>	<p>■総務省 ☎0120-711-815</p>
<p>■被災者相談支援センター どこに相談したらいいのかわからない、こんなことで困っているなどについて、センター相談員とともに、専門的なご相談に対応するため、弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、税理士が日替わりで窓口で常駐して、ご相談に応じます。 被災者相談支援センター・大船渡地区 被災者相談支援センター・釜石地区 被災者相談支援センター・宮古地区 被災者相談支援センター・久慈地区</p>	<p>■被災者相談支援センター 大船渡地区 ☎0192-27-9911 釜石地区 ☎080-5734-5494 ☎080-5734-5495 宮古地区 ☎0193-64-2211 久慈地区 ☎0194-53-4981</p>

## ◆東日本大震災で被災した方の心の相談

内容	問い合わせ
<p>■災害時ストレス健康相談 震災に伴う、うつ・PTSDや複雑性悲嘆などの精神的な問題を抱える被災者やご遺族に対する相談に対応。保健師または心理判定員が電話相談・面接相談を受けます。 ◎相談時間 平日 9:00～17:00</p>	<p>■岩手県精神保健福祉センター内 ☎019-629-9617</p>
<p>■いのちの電話「震災ダイヤル」 震災による不安や悩みに関する相談 ◎相談時間 毎日 13:00～20:00（毎月10日を除く）</p>	<p>■日本いのちの電話連盟 ☎0120-556-189</p>
<p>■こころの相談室 こころのストレスについて相談・診察を受けることができます。</p>	<p>■各地域の保健所 県央保健所 ☎019-629-6569 中部保健所 ☎0198-22-2331 奥州保健所 ☎0197-22-2831 一関保健所 ☎0191-26-1415 大船渡保健所 ☎0192-27-9913 釜石保健所 ☎0193-25-2702 宮古保健所 ☎0193-64-2218 久慈保健所 ☎0194-53-4987 二戸保健所 ☎0195-23-9206</p>
<p>■いのちの電話 心の悩みについて、研修を受講し、認定を受けたボランティアが電話により対応します。 ◎12時～21時（日曜日は12時～18時）</p>	<p>■盛岡いのちの電話 ☎019-654-7575</p>

# 支援を利用する

ひとりで子育てするお父さんをサポートするために、被災した方への公的な機関や民間によるさまざまな支援があります。子どもの健やかな成長のために、どんな制度があるか確かめ、積極的に活用しましょう。

## ◆父子家庭の子育てや生活の支援

内容	問い合わせ
<p>■母子家庭等日常生活支援事業 母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、一時的な事情により、生活環境が激変し、日常生活を営むことが困難になったときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助・保育サービスを提供します。</p>	<p>■岩手県母子寡婦福祉連合会 ☎019-654-9838</p>
<p>■保育所の優先入所 ひとり親家庭の親が就業や求職活動、就職活動を行う際に、安心して子育てできるよう、保育所に優先的に入所できるように支援しています。</p>	<p>■各市町村の児童福祉担当課</p>
<p>■放課後児童クラブの優先利用 昼間保護者のいない小学校低学年児童や養護学校に通学する児童の健全育成を図る放課後児童クラブにおいて、ひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるような取り組みを行っています。</p>	<p>■各市町村の教育委員会学務課 又は、児童福祉担当課</p>



内容	問い合わせ
<p>■通勤定期特別割引 児童扶養手当受給者又はその同一の世帯員の方で通勤のために JR 通勤定期乗車券を購入する場合に特別割引（3割程度）が受けられます。</p>	<p>■各市町村の児童福祉担当課</p>
<p>■障がい児保育 心身に障がいがある、生後 5 カ月以上で、集団保育が可能なお子さんを保育します。</p>	<p>■各市町村の児童福祉担当課</p>
<p>■一時預かり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●緊急保育サービス：保育者が病気、介護などのため、緊急一時的に家庭での保育ができないお子さんを 2 週間を限度として日中保育所で保育します。</li><li>●非定型的保育サービス：保護者の就労・職業訓練・就学などにより家庭での保育ができないお子さんを月 64 時間未満かつ週 3 日以内を限度として日中保育所で保育します。</li><li>●私的理由による保育サービス：子育て家庭における保護者の心理的・肉体的な負担を解消するため一時的に保育が必要となるお子さんを週 3 日を限度として日中保育所で保育します。</li></ul>	<p>■各市町村の児童福祉担当課</p>
<p>■特定保育 保育者の就労・職業訓練・就学などにより月 64 時間以上家庭での保育ができないお子さんを日中保育所で保育します。 ※利用料金がかかります。ただし、生活保護世帯および市民税非課税世帯については無料です。</p>	<p>■各市町村の児童福祉担当課</p>



## 内容

## 問い合わせ

### ■休日保育

日曜日・祝日等に保護者の就労・職業訓練・就学などにより家庭での保育ができないお子さんを日中保育所で保育します。実施保育所にあらかじめ利用登録をし、直接利用の予約をします。

※利用料金がかかります。ただし、生活保護世帯および市民税非課税世帯については無料です。

■各市町村の児童福祉担当課

### ■病児・病後児保育

病気の回復には至っていないが、症状の急変はないまたは病気の回復期にあり、集団保育などが難しいお子さんを日中施設でお世話します。実施施設に事前登録が必要です。利用するときは実施施設に連絡してください。かかりつけ医師からの家庭医連絡票が必要です。

■各市町村の児童福祉担当課

### ■子育て短期支援（ショートステイ）

保護者の疾病、出産、恒常的な残業等により、家庭で児童の養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等の児童福祉施設で一定の期間、養育・保護します。

■各市町村の児童福祉担当課

### ■夜間養護（トワイライトステイ）

保護者が仕事等の理由で帰宅が夜間にわたる場合や休日の勤務などの場合に、児童養護施設、里親等で預かります。

■各市町村の児童福祉担当課



## 内容

### ■ファミリー・サポート・センター

子どもを保育所等に送迎したり、急用のときに子どもを預かるなどの育児をサポートするため、子どもを預けたい人と預かりたい人をコーディネートします。

## 問い合わせ

### ■各市町村の児童福祉担当課





## ◆父子家庭の就業支援

### 内容

■母子家庭等就業・自立支援センター  
母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行っています。

父子家庭も利用できます。

### 問い合わせ

■岩手県母子家庭等就業・自立支援センター  
盛岡市本町通 3-19-2 岩手県福祉総合相談センター 3F  
☎019-623-8539

## ◆父子家庭に対する公的な経済的支援

### 【給付】

### 内容

#### ■児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭も利用できます。

支給要件：次の①～⑦のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。  
※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、お住まいの市町村にご相談ください。

①父母が婚姻を解消（事実上の婚姻関係の解消を含む）

②父または母が死亡した児童

③父または母が重度の障害の状態にある

④父または母の生死が明らかでない（船舶・航空機事故など）

⑤父または母から1年以上にわたり遺棄されている

※遺棄とは、父または母が同居しないで扶養義務及び監護義務を全く放棄していることをいいます。

出稼ぎ・単身赴任のように目的が達成されれば帰ってくる場合や、家庭の不和による別居の場合等は該当しません。

⑥父または母が1年以上にわたり拘禁されている

⑦未婚の母の子である

手当額（月額）：受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

区分	全部支給	一部支給
子ども 1人	月額 41,430円	所得に応じて 月額 41,420円～9,780円 (10円きざみの額)
子ども 2人	月額 46,430円	子ども1人の手当額に 月額 5,000円 加算した額
子ども 3人	3人目から子ども1人増すごとに	3,000円 加算

受給手続き：児童扶養手当を受給するためには、市町村（特別区を含む）へ申請（認定請求）が必要です。お住まいの市町村にお問い合わせの上、お手続きください。

### 問い合わせ

■各市町村の児童福祉担当課



## 内容

## 問い合わせ

### ◆必要書類（持参するもの）

- ・ 戸籍謄（抄）本 [1 ヶ月以内に発行のもの] 手当を申請する方と子どもの戸籍が別の場合は各々 1 通
- ・ 年金手帳（加入状況が確認できるもの）
- ・ 印鑑

### ◆窓口で記入する書類・聴き取りにより係員が記入する書類

- ・ 認定請求書
- ・ 生計維持等に関する調書
- ・ 現況調書
- ・ 公的年金調書
- ・ 養育費等に関する申告書（必要な方）

### ■特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童について、特別児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給者：身体障害者手帳 1 級から 4 級の一部（平衡機能障害は 5 級まで）療育手帳 A または B 1 に該当する 20 歳未満の障害者を養育している父もしくは母、または養育者。所得制限があります。

手当の月額（平成 18 年 4 月より）：  
1 級 月額 50,400 円  
2 級 月額 33,570 円

### ■各市町村の児童福祉担当課



## 内容

## 問い合わせ

### ■児童手当

0歳から中学校修了前の子どもを養育する方に支給します。  
支給額は、0歳～3歳未満（一律）15,000円 3歳～小学校修了前（第1子・第2子）10,000円、（第3子以降）15,000円 中学生（一律）10,000円

■各市町村の児童福祉担当課

### ■乳幼児医療費助成

乳幼児にかかる医療費（入院、外来、調剤薬局等）の自己負担分が助成されます。助成を受けるためには資格登録が必要です。

■各市町村の担当課

### ■ひとり親家庭医療費助成

母子・父子家庭などが受診した場合にかかる医療費の自己負担額相当額を助成することにより、母子・父子家庭における経済的負担を軽減する制度です。

ただし、お住まいの市区町村によって、助成対象年齢や所得制限が異なる場合がありますので、詳しくは、市区町村の担当課にお問い合わせください。

■各市町村の担当課



### 【貸付】

### 内容

■生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金（特例貸付）**無利子**  
低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を対象として無利子又は低金利で、各種の資金を貸し付ける制度です。  
貸付上限 10 万円（特例 20 万円）、拘置期間 1 年、償還期限 2 年、無利子、連帯保証人不要。低所得者に限らず、すべての被災世帯が利用できます。

### 問い合わせ

■市町村の社会福祉協議会または民生委員

### 【減免】

### 内容

■幼稚園就園奨励費  
幼稚園に通園するお子さんがいる家庭の経済的負担を軽くするために、園児の父母等の市民税額などに応じて入園料、保育料の減免を行っている場合があります。

### 問い合わせ

■各市町村の幼稚園担当課

■認可保育所の保育料の軽減  
東日本大震災津波に伴い被災した、入所児童世帯の経済的な負担を軽減するため、各市町村では、保育料の減額免除を実施している場合があります。

■各市町村の児童福祉担当課

## ◆東日本大震災で被災した方へ 公的な経済的支援

【給付】	内容	問い合わせ
	<p>■被災者生活再建支援金（支援金） 災害により現に居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。住宅の被害程度により支給する基礎支援金（最高 100 万）と住居の再建方法に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するものです。 住宅の被害程度により支給する基礎支援金（最高 100 万円）と住宅の再建方法による加算支援金（最高 200 万）からなる東日本大震災により岩手県内で被災された世帯主の場合、申請期間は基礎支援金が平成 25 年 4 月 10 日まで、加算支援金が平成 30 年 4 月 10 日までです。</p>	<p>■各市町村の福祉担当（被災者支援担当）課</p>
	<p>■災害義援金（死亡または行方不明者） 岩手県では、日本赤十字社本社、中央共同募金会および岩手県災害義援金募集委員会から寄せられた義援金の市町村への配分を行っており、以下のとおり被災者の方に交付されます。 死亡又は行方不明者 対象者 1 人あたり 152 万円</p>	<p>■各市町村の福祉担当（被災者支援担当）課</p>



## 内容

### ■災害義援金（住家被害）

岩手県では、日本赤十字社本社、中央共同募金会および岩手県災害義援金募集委員会から寄せられた義援金の市町村への配分を行っており、以下のとおり被災者の方に交付されます。

住宅被害（生活の本拠としていた住宅が半壊以上の被害を受けた方）  
全壊、全焼（1戸あたり）152万円 半壊、半焼（1戸あたり）92.3万円 全半壊した福祉施設の入所者（1人あたり）104.4万円（全壊）52.7万円（半壊）

## 問い合わせ

■各市町村の福祉担当（被災者支援担当）課

### ■災害弔慰金

災害により現に居住し住民登録のある市町村で死亡した方のご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）に支給されるものです。生計維持者が亡くなった場合は500万円を超えない範囲、その他の方が亡くなった場合は250万円を超えない範囲で支給される。

■各市町村の福祉担当（被災者支援担当）課



## 内容

### ■災害障害見舞金

災害により重度の障がいを受けた方に、見舞金を支給します。  
生計維持者が重度の障がいを受けた場合：250 万円 生計維持者以外の方が重度の障がいを受けた場合：125 万円

## 問い合わせ

■各市町村の福祉担当（被災者支援担当）課

### ■遺族基礎年金

国民年金や厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに月額 65,741 円が支給されます。（18 歳になる年の年度末まで）

■各市町村の年金担当課

### ■遺族厚生年金

厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに加入期間や給料に応じた額が支給されます。（18 歳になる年の年度末まで）

■日本年金機構  
☎0120-707-118

### ■労災保険

労働者が工作中や通勤中に地震や津波が原因で死亡した場合、遺族（補償）年金、遺族特別支給金（300 万円）、遺族特別年金が支給されます。

※正社員だけでなく、契約社員やパートの人なども対象

■岩手県労働局  
☎019-604-3009  
■労働基準監督署  
宮古 ☎0193-62-6455  
釜石 ☎0193-23-0651  
大船渡 ☎0192-26-5231  
二戸 ☎0195-23-4131  
花巻 ☎0198-23-5231  
一関 ☎0191-23-4125





## 内容

### ■児童扶養手当＜特例措置＞

今回の災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。なお、適用を受けるには、お住まいの市町村へ「被災状況書」の提出が必要です。

※ただし、子どもや養育者が労災や年金を受給する場合、子どもが里親に委託される場合は不支給

### ■特別児童扶養手当＜特例措置＞

今回の災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年の所得による支給制限を解除する特例措置があります。

(適用になる期間：平成23年3月から平成24年7月まで)

適用を受けるには、お住まいの市町村へ「被災状況書」の提出が必要です。事情により申請が困難な方については、申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

## 問い合わせ

■各市町村の児童福祉担当課

■各市町村の児童福祉担当課



## 【貸付】

## 内容

## 問い合わせ

### ■生活復興支援資金「一時生活支援金」

生活の復興の際に必要な当面の生活費(食費、住居費、公共料金、通院費、衣服費、移動経費、生活雑貨、学費・諸会費など)

貸与限度額は、(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内  
貸付期間は最長6月。リ災証明書または被災証明書の提出がない場合は最長3月。連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%

### ■(社)岩手県社会福祉協議会

地域福祉企画部 生活支援グループ  
☎019-637-4440・4533・4495・4496

### ■生活復興支援資金「生活再建費」

住居の移転費、家具・什器等の購入に必要な経費。

貸与限度額は、80万円以内

貸付期間は最長6月。リ災証明書または被災証明書の提出がない場合は最長3月。連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%

### ■(社)岩手県社会福祉協議会

地域福祉企画部 生活支援グループ  
☎019-637-4440・4533・4495・4496

### ■生活復興支援資金「住宅補修費」

住宅補修等に必要な経費(住宅の補修費用、上下水道の整備、自営業者が運営する工場、倉庫等の補修費用、自動車の購入費用等)

貸与限度額は、250万円以内

貸付期間は最長6月。リ災証明書または被災証明書の提出がない場合は最長3月。連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%

### ■(社)岩手県社会福祉協議会

地域福祉企画部 生活支援グループ  
☎019-637-4440・4533・4495・4496

### ■災害援護資金

災害により現に居住し住民登録のある市町村で負傷又は住宅・家財に大きな被害を受けた方に対して貸付。

貸付限度額は、最高350万円

### ■各市町村の福祉担当(被災者支援担当)課

## ◆東日本大震災で被災した方へ 公的な教育的支援

【給付】	内容	問い合わせ
	<p>■いわての学び希望基金「未就学児童給付金」 岩手県で東日本大震災津波に被災し、親を失った児童、生徒及び学生（県外に転居した者を含む）への給付金・給付型奨学金（月額1万円） 対象は震災時、未就学児（胎児も含む）の人</p>	<p>■岩手県 保健福祉部児童家庭課健全育成担当 ☎019-629-5461</p>
	<p>■いわての学び希望基金「奨学金」 岩手県で東日本大震災津波に被災し、親を失った児童、生徒及び学生（県外に転居した者を含む）への給付金・給付型奨学金 小中学生：月額1万円 高校生：月額3万円 大学生：月額5万円 対象は震災時、学校に在学している人</p>	<p>■岩手県 教育委員会教育企画室 ☎019-629-6108</p>
	<p>■いわて学びの希望基金「卒業一時金」 小学校卒業時：5万円 中学校卒業時：10万円 高等学校卒業時：30万円 対象はいわての学び希望基金奨学金受給者</p>	<p>■岩手県 教育委員会教育企画室 ☎019-629-6108</p>
	<p>■小・中学校（公立）の就学支援 震災により就学困難となった児童生徒に市町村が学用品費・通学費・学校給食費・医療費などを支給する場合があります。</p>	<p>■各小・中学校</p>
	<p>■特別支援学校（幼・小・中・高）（公立・私立）の就学支援 震災により就学困難となった幼児児童生徒に県が学用品費・通学費・学校給食費・医療費などを支給する場合があります。</p>	<p>■各特別支援学校</p>

### ■いわての学び希望基金

東日本大震災により親を失った子どもたちが、希望に沿った学校に進み、社会人として立ち立つるまでには、息の長い支援が必要です。  
岩手県では、国内外から広く寄附金を募り「いわての学び希望基金」を創設しました。  
この基金を活用し、返還不要の給付金・奨学金を給付して、子どもたちの生活支援・就学支援を行っています。



【減免】	内容	問い合わせ
<p>■県立高等学校の就学支援 震災により就学困難となった生徒の高等学校入学料・入学選考料等の減免が受けられる場合があります。</p>	■各高校	
<p>■特別支援学校（幼・小・中・高）（公立・私立）の就学支援 震災により就学困難となった幼児児童生徒に県が学用品費・通学費・学校給食費・医療費などを支給する場合があります。</p>	■各特別支援学校	
<p>■私立学校の就学支援 入学選考料・入学金・授業料等の減免が受けられる場合があります。</p>	■各私立学校	
<p>■私立専修学校、各種学校の就学支援 入学金・授業料等の減免が受けられる場合があります。</p>	■各私立専修学校、各種学校	
<p>■大学、短期大学（国立・公立・私立）の就学支援 震災により就学困難となった学生の授業料の減免その他の支援が受けられる場合があります。</p>	■各大学、各短期大学	

## ◆東日本大震災で被災した方へ 民間による教育的支援

【給付】	内容	返済不要	問い合わせ
	<p>■MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金 「奨学金・一時金」 奨学金：月額2万円 一時金：給付開始時に10万円 対象は平成24年4月現在、小中高に在籍する人</p>		<p>■公益社団法人日本ユネスコ協会 連盟 ☎03-5424-1121</p>
	<p>■毎日新聞社会事業団「毎日希望奨学金」 月額2万円 対象は高校・大学・専修学校に在学している人 現在募集なし、来年度募集1月～3月頃の予定</p>		<p>■毎日新聞東京社会事業団 ☎03-3213-2674</p>
	<p>■ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会 「ロータリー希望の風奨学金」 月額5万円 対象は大学生・短大生・専門学校生（高校3年生の予約採用あり）</p>		<p>■ロータリー東日本大震災青少年 支援連絡協議会 ☎03-5250-2050</p>
	<p>■東日本大震災復興支援財団「まなべる基金」 月額2万円 対象は高等学校・高等専門学校・高等専修学校の在学学生 申請時、他の給付型奨学金を受給していないこと</p>		<p>■東日本大震災復興支援財団 ☎0120-957-802</p>
	<p>■みちのく未来基金 大学等入学金および授業料、実習費等全額（上限300万円） 対象は進学希望の高校3年生。学校法人または大学、短期大学、専 門学校等に合格した人</p>		<p>■みちのく未来基金事務局 ☎022-777-8157</p>
	<p>■高速道路交流推進財団 「震災遺児修学援助基金修学資金・卒業祝金」 奨学金：年額28.2万円 卒業祝金：高等学校卒業時10万円 対象は小学校～大学までの在学学生 胎児・未就学児も待機登録し、就学時に給付開始</p>		<p>■財団法人高速道路交流推進財団 ☎0120-768-660</p>
	<p>■あしなが育英会「特別一時金」 0歳児から大学院生まで：一律200万円 未就学児、小学生から大学院生まで満18歳以下の就学・就労（正 規雇用）していない子ども 申請期限平成24年9月30日（予定）</p>		<p>■あしなが育英会被災者専用 ☎0120-77-8565</p>
	<p>■藤本育英財団 高校生以上に対し、学費・就学のため生活に必要なとされる額 面談のうえ決定</p>		<p>■ユニデン（株） ☎03-5543-2815</p>



**【貸付】**

**内容**

**問い合わせ**

■あしなが育英会「奨学金」

**無利子**

高校・高専：月額公立 2.5 万円、私立 3 万円 大学・短大等：月額一般 4 万円、特別 5 万円  
対象は高校生以上

■あしなが育英会被災者専用

☎0120-77-8565

■日本学生支援機構「第一種奨学金・第二種奨学金」

**無利子**

学校の種別により、貸与額異なる

第一種奨学金：月額 1.8 ～ 6.4 万円 第二種奨学金：月額 3 ～ 12 万円（選択制）

第一種奨学金：大学・短大・高専・専修（専門）・大学院 第二種奨学金：大学・短大・高専（4、5 年）・専修（専門）・大学院

■在学している学校

■岩手育英奨学会「奨学金・一時金」

**無利子**

タイプ A：月額 1.8 万円～3.5 万円 タイプ B：月額 1.5 ～ 3 万円（選択制）+一時金

対象は高校生（タイプ B は中学 3 年生）

■在学している学校

# 子どもを預ける

## ◆保育所・保育園

保育園は、保護者が働いている、あるいは病気にかかっているなどにより、家庭で保育することができない、0歳児から就学前までのお子さんを保護者にかわって保育する児童福祉施設です。通常保育のほかに延長保育や一時預り、休日保育なども園によって行なっています。

◎保育料・入所手続きについて

■各市町村の児童福祉担当課

## ◆幼稚園

幼稚園は、遊びを大切にした教育を行います。親から離れ集団生活を味わい、さまざまな遊びを体験して、小学校以降の学習の基盤を育む教育の場です。保育園と異なり、夏・冬・春休みがあり、一般的に短時間ですが、園により預かり保育を実施し、活動時間の延長を行なっています。

■公立幼稚園保育料の減免

園児が在園しているご家庭で、保育料の支払いが経済的に負担が大きい方を対象として保育料の減免を行っている場合もあります。

■私立幼稚園就園奨励費補助金

幼稚園教育の普及充実と保護者の方の経済的負担を軽減するため、入園料・保育料の減免を行っている私立幼稚園に対して、補助金を交付しています。

詳しくは、各私立幼稚園までお問い合わせください。

◎問い合わせ

■各市町村の教育委員会

## ◆放課後児童クラブ

仕事や病気などの理由により、昼間保護者が不在になる家庭の原則小学校1年生から3年生までの子どもが放課後に過ごす生活の場として、小学校の余裕教室や校舎外クラブ専用室等において開設しています。

### ■子どもたちの過ごし方

子どもたちは、学校の授業が終わると、放課後児童クラブに「ただいま」と帰宅し、専任の指導員が「おかえりなさい」と出迎えます。それぞれの家庭に戻るまでは、児童クラブが「おうち」です。

放課後児童クラブでは、指導員の指導のもと、室内や校庭でのびのびと遊んだり、読書や工作、宿題をしたりなどの自由遊びを中心に、ときには生活指導を受けながら一日を過ごします。また、毎日、日替わりのおやつタイムがあり、七夕やクリスマス会など季節の楽しい行事が行われています。

### ◎費用・手続きについて

以下に、お問い合わせください。

なお、同時に兄弟で利用する場合は、2人目以降は半額。前年度の市民税非課税世帯（同居世帯全員）であって、かつ、母子・父子世帯又は在宅障がい児（者）を有する世帯の場合は、利用負担金が全額免除される場合があります。

### ◎問い合わせ

■各市町村の児童福祉担当課

## ◆乳児院

乳児院は、家庭で子育てをするのが大変なとき、24時間体制で2歳までの子どもを預かる子育て（家庭）支援施設です。

### ◎手続きなどの問い合わせ

■岩手県福祉総合相談センター児童相談課	☎019-629-9604
■駐在（久慈）	☎0194-53-4982
■一関児童相談所	☎0191-21-0560
■宮古児童相談所	☎0193-62-4059

名称	所在地	電話	定員
日赤岩手乳児院	盛岡市中央通1丁目4-7	019-621-3311	20
善友乳児院	盛岡市北山1丁目13-24	019-622-2156	23



# 子どもと過ごす

## ◆地域子育て支援センター・つどいの広場

地域子育て支援センターは、保育所などで実施されている週5日以上開かれる交流の場。地域の子育て家庭が「喜び」と「ゆとり」を持って子育てができるよう気軽に利用できる育児相談、情報提供、講座などを無料で行っています。つどいの広場は、0歳から3歳くらいまでの子どもとその保護者が集まって交流します。子育ての先輩や保育士がスタッフとして温かく迎えてくれます。

◎問い合わせ

■各市町村の児童福祉担当課

## ◆児童館・児童センター

児童館は、児童の健康を増進し、情操を豊かにするための児童福祉施設で、地域の子どもたちの自由な遊びの場や活動の拠点となっています。子どもたちは、備え付けの様々な遊具で遊ぶことができるほか、児童館で企画した季節の行事や遊びの集いに参加できます。

◎問い合わせ

■各市町村の児童福祉担当課

# INDEX

## ◆関係連絡先一覧

### ■岩手県

盛岡広域振興局	☎019-651-3111
経営企画部	☎019-651-3111
保健福祉環境部	☎019-629-6507
県南広域振興部	☎019-629-6565
経営企画部	☎0197-22-2811
保健福祉環境部	☎0197-22-2812
花巻保健福祉環境センター	☎0197-22-2831
一関保健福祉環境センター	☎0198-22-4921
沿岸広域振興局	☎0191-26-1415
経営企画部	☎0193-25-2701
保健福祉環境部	☎0193-25-2701
大船渡地域振興センター	☎0192-27-9911
大船渡保健福祉環境センター	☎0192-27-9913
宮古地域振興センター	☎0193-64-2211
宮古保健福祉環境センター	☎0193-64-2218
県北広域振興局	☎0194-53-4981
経営企画部	☎0194-53-4981
保健福祉環境部	☎0194-53-4987
二戸地域振興センター	☎0195-23-9201
二戸保健福祉環境センター	☎0195-23-9202



---

## お父さんと子どものためのサポートファイル 岩手県

発行日：2012年5月 初版

編集：  NPO 法人新座子育てネットワーク

〒352-0017 埼玉県新座市菅沢 1-4-5 2F TEL/048-482-5732

発行：  公益財団法人日本ユニセフ協会

〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス TEL/03-5789-2295

監修：岩手県

---